

議発第2号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月23日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 堀内重佳

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例（平成17年豊川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員長又は副委員長の辞任) 第17条 委員長又は副委員長が辞任しようとするときは、委員会の <u>許可</u> を得なければならない。	(委員長又は副委員長の辞任) 第17条 委員長又は副委員長が辞任しようとするときは、委員会の <u>承認</u> を得なければならない。
(議会運営委員及び特別委員の辞任) 第18条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の <u>許可</u> を得なければならない。	(議会運営委員及び特別委員の辞任) 第18条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の <u>承認</u> を得なければならない。
(動議の撤回) 第26条 会議の議題となった動議を提出した委員は、その動議を撤回しようとするときは、委員会の <u>許可</u> を得なければならない。 <u>ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u>	(動議の撤回) 第26条 会議の議題となった動議を提出した委員は、その動議を撤回しようとするときは、委員会の <u>承認</u> を得なければならない。
(発言の許可) 第39条 発言は、 <u>全て</u> 委員長の許可を得た後にしなければならない。	(発言の許可) 第39条 発言は、 <u>すべて</u> 委員長の許可を得た後にしなければならない。
(発言内容の制限) 第41条 発言は、 <u>全て</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり、又は議題の範囲を超えてはならない。	(発言内容の制限) 第41条 発言は、 <u>すべて</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり、又は議題の範囲を超えてはならない。
2 (略) (委員外議員の発言) 第43条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委	2 (略) (委員外議員の発言) 第43条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委

員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その許否を決定する。
（委員長の発言）

第44条（略）

- 2 第12条の2の規定により、委員長がオンラインにより出席している場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまでは、委員長の職務を行うことができない。

（発言の取消し又は訂正）

第48条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

（不在委員）

第50条 表決の宣告の際委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、第12条の2の規定により、オンラインにより委員会に出席している委員は、この限りでない。

（選挙規定の準用）

第56条 前2条に定めるもののほか、記名投票又は無記名投票の方法については、会議規則第27条から第29条まで、第30条第1項から第3項まで及び第31条第1項の規定を準用する。

（表決の順序）

第59条（略）

- 2 委員長は、修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

（公述人の決定）

第66条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において決定し、議長を経て、本

員でない議員 _____ に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。
（委員長の発言）

第44条（略）

（発言の取消し又は訂正）

第48条 発言した委員は、委員会の承認を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

（不在委員）

第50条 表決の宣告の際委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。

（選挙規定の準用）

第56条 前2条に定めるもののほか、記名投票又は無記名投票の方法については、会議規則第27条から第31条第1項まで _____

の規定を

準用する。

（表決の順序）

第59条（略）

- 2 委員長は、修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

（公述人の決定）

第66条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等 _____（以下「公述人」という。）は _____

、委員会において決定し、議長を経て、本

<p>人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第69条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。</p> <p>(携帯品の制限)</p> <p>第74条 委員会室に入る者は、帽子、傘、____、携帯電話、録音機、撮影機、パーソナルコンピューター、ラジオ等会議の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(資料等____の配付の許可)</p> <p>第76条 委員会室において、資料等____を配付しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>人にその旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第69条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に承認をした場合は、この限りでない。</p> <p>(携帯品の制限)</p> <p>第74条 委員会室に入る者は、帽子、傘、つえ、携帯電話、録音機、撮影機、パーソナルコンピューター、ラジオ等会議の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(資料等印刷物の配付の許可)</p> <p>第76条 委員会室において、資料、文書等の印刷物を配付しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、オンラインにより委員会に出席している場合における委員長の発言及び委員会室にいない委員の表決等について定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。